福井県勝山市
KATSUYAMA CITY

パートナーシップ宣誓制度
手 引 書



Katsuyama City
勝山市

目　　次

１．目的　パートナーシップ制度とは　・・・・・・・・・・・・１

２．宣誓することができるかた　・・・・・・・・・・・・・・１

３．手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．必要書類のチェックリスト　・・・・・・・・・・・・・・４

５．連携自治体から転入する場合の手続きについて　・・・・・５

６．宣誓書の受領を証明するもの　・・・・・・・・・・・・・６

７．受領証等の交付されると　・・・・・・・・・・・・・・・６

８．宣誓書受領証の再交付　・・・・・・・・・・・・・・・・７

９．宣誓書受領証の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・７

10．宣誓書記載内容等証明書の交付　・・・・・・・・・・・・７

11．よくあるご質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

12．郵送用チェックリスト　・・・・・・・・・・・・・・・・12

1 目的

勝山市では、性的マイノリティの方等の日常生活で抱える悩みや生きづらさの緩和と、性の多様性への市民の理解促進を図るため、パートナーシップ宣誓制度を導入します。また、第６次勝山市総合計画では１０年後のまちの姿として「性別、年齢等にとらわれない多くの人の参画」を掲げていることを踏まえ、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現に取り組みます。

なお、この制度は、お互いを人生の「パートナー」とすることをお二人の意思により宣誓したもので、勝山市の要綱により定める制度であるため、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

2 宣誓することができるかた

パートナーシップの宣誓をするには、次の要件を全て満たしている必要があります。

1. **お二人がどちらも成年に達していること**

2. **双方もしくはいずれかが勝山市民である、または市内への転入を予定していること**

※宣誓時に転入予定先及び転入予定日の記載が必要です。
また、宣誓から３カ月以内に市内に転入したことを証明する書類（住民票の写し等）を提出してください。なお、３カ月以内に提出がない場合は、当該宣誓は無効となります。
※「パートナーシップ宣誓制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体において制度を利用されていた方で、再度パートナーシップ制度を利用希望の場合は、手続きが簡略化されます。詳しくは５ページをご覧ください。

3. **お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと**

※宣誓日より３カ月以内発行の戸籍の個人事項証明書、独身証明書（外国人の方は　婚姻要件具備証明書）等をご提出ください。
※婚姻具備証明書等に、有効期限の記載のある場合は、その期間内のみ有効です。

4. **お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップの関係にないこと**

5. **お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと**
※パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓できますので、事前にご相談ください。「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

3 手続の流れ

（１）来庁する場合

宣誓する日を予約

宣誓を希望する日を事前にご連絡ください。
【受付窓口】勝山市未来創造課
電話：0779-88-1115
メール：mirai@city.katsuyama.lg.jp
◆宣誓できる日時：平日９時～16時
※第３希望までお聞きします

必要書類の準備

宣誓希望日５開庁日前まで
必要書類の提出

◆宣誓希望日の５開庁日前までに下記の書類を提出してください。
◆必要な書類
①宣誓書（事前に記入可、日付は空白）
②本人確認書類
③住民票の写し（住民票記載事項証明書）
または転入予定が分かる書類（転出証明書）
④独身であることを証明する書類
⑤通称名の使用を証明する書類
◆書類の提出先：勝山市役所未来創造課
〒911-8501　勝山市元町1-1-1
電　話　0779-88-1115
メール　mirai@city.katsuyama.lg.jp

宣誓する日・場所を市より連絡

宣誓当日

◆宣誓するお二人ともに来庁ください。
お一人のみの場合はご相談ください。
◆お二人で宣誓書及び宣誓確認書に記入し、市に提出します。
（自ら宣誓書等に記入できないときは、宣誓しようとするかた及び職員立ち合いの上代書することができます）
◆本人確認書類をご持参ください。
◆交付手数料は無料です。
◆原則即日交付します。
◆ただし、転入予定のかたの場合は、転入予定者受付票を発行します。３カ月以内に転入したことが分かる住民票の写しをご提出ください。その後、受領証等を交付します。

宣誓書の写し、受領証、受領証カードの交付（双方が市外の方の場合は転入予定者受付票）

（２）郵送による場合

必要書類の準備

◆必要な書類
①宣誓書（記入のこと）
②本人確認書類（写し）
③住民票の写し（住民票記載事項証明書）
　または転入予定が分かる書類（転出証明書）
④独身であることを証明する書類
⑤通称名の使用を証明する書類
⑥連絡先（電話番号、メールアドレス）
　配達指定日以降の連絡できる日と時間（平日９時～16 時）を記載ください。
　※時間外は要相談

↓

必要書類の提出
書類到達日＝宣誓日

宣誓希望日がある場合「配送日指定郵便」で送付

↓

宣誓するかたに
市より確認の連絡

◆宣誓日は市役所に必要書類が到着した日。
　宣誓日の希望がある場合は宣誓したい日に勝山市役所未来創造課に到着するように「配達指定郵便」でご郵送ください。
※郵便方法については、郵便局にお問い合わせください。
◆宣誓日：　配達された日
◆宣誓書を提出したお二人に対し、提出の意思について確認の電話をします。
◆提出先：　勝山市役所未来創造課
　〒911-8501　勝山市元町 1-1-1
　電話　：0779-88-1115
　メール：mirai@city.katsuyama.lg.jp

↓

書類審査

↓

宣誓書の写し、受領証、
受領証カードの交付
（双方が市外の方の場合は転入予定者受付票）

◆書類に不備があった場合はご連絡します。
◆交付手数料は無料です。
◆受領証や受領証カードを「本人限定郵便」にて送付するため、住民票に記載のある住所地に戸籍に記載されている氏名で送付します。
◆転入予定のかたの場合は、３カ月以内に転入したことが分かる書類をご提出ください。
その後、受領証等を交付します。

本人限定郵便は、ご自宅配送と郵便窓口受取を選択できます。

4 必要書類のチェックリスト

宣誓者それぞれが、次の提出書類をそろえて提出または郵送ください。

確認	提出書類	書類名	注意事項	期限
① □	宣誓書	パートナシップ宣誓書 パートナーシップ宣誓事項確認書	様式第１号 様式第２号	宣誓当日に記入
② □	本人確認書類	◆1 種類で足りるもの ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付） ・在留カード、特別永住者証明書 ◆2 種類の提出必要 ・資格確認書・学生証・年金手帳、年金証書等	有効期限のある場合はその期限内であること 提出は写しでよいが、宣誓当日に原本を持参のこと	5 開庁日前
③ □	現住所を確認できる書類	・住民票の写し（住民票記載事項証明書）	3カ月以内に発行されたもの 個人番号の記載のないもの	5 開庁日前
		転入予定が分かる書類	転出証明書 ※宣誓後３カ月以内に住民票の写し等を提出すること	5 開庁日前
④ □	独身であることを証明する書類	・戸籍個人（全部）事項証明書 ・独身証明書 ・外国籍の方は大使館等公的な機関が発行する「婚姻要件具備証明書」とその訳文	3カ月以内に発行されたもの 有効期限のある場合はその期限内であること	5 開庁日前
⑤ □	通称名の使用を証明する書類	社会生活で日常的に使用していることがわかる書類 例）健康保険証・通称名記載のある住民票の写し・社員証、学生証・公共料金の請求書・自宅宛の郵便物・診察券や会員証他	写し可 有効期限のある場合はその期限内であること	5 開庁日前

5 連携自治体から転入する場合の手続きについて

勝山市は、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。パートナーシップ制度を利用されている方が、連携自治体間で転入・転出し、引続きパートナーシップ関係を継続する場合、手続きが一部省略されます。

【連携により不要になった手続き】

（1）転出した自治体への宣誓書受領証の返還

（2）転入した自治体での再宣誓の手続き

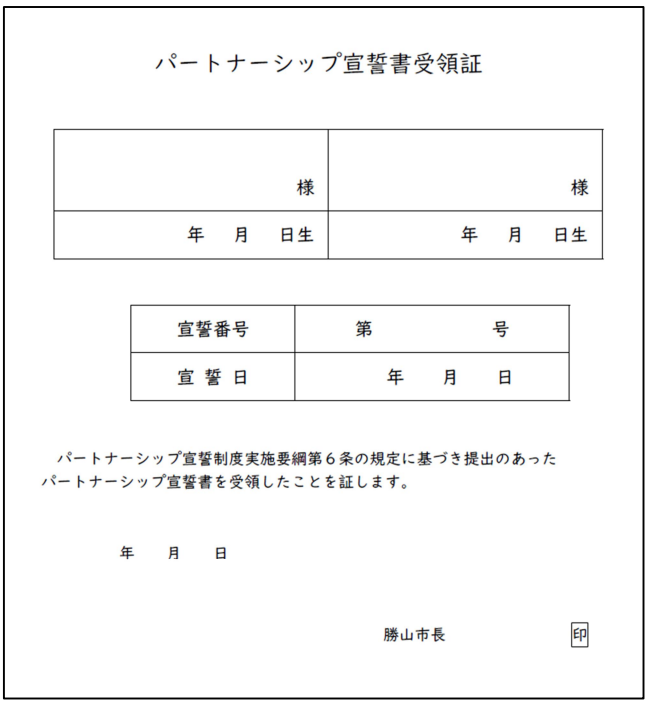
（3）独身証明書等の提出

下記の提出書類を郵送または窓口に持参いただくことで受領証の交付を受けることができます。

確認	提出書類	書類名	注意事項
① □	継続申告書	・パートナーシップ宣誓継続申告書	様式第１０号
② □	転出地で交付された宣誓書受領証	・転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証	
③ □	現住所を確認できる書類	・住民票の写し（住民票記載事項証明書）	３カ月以内に発行されたもの 個人番号の記載のないもの
		・転入予定が分かる書類	転出証明書 ※宣誓後３カ月以内に住民票の写し等を提出すること

6 宣誓書の受領を証明するもの

宣誓が成立すると、次のような受領証やカードを交付します。



パートナーシップ宣誓書受領証

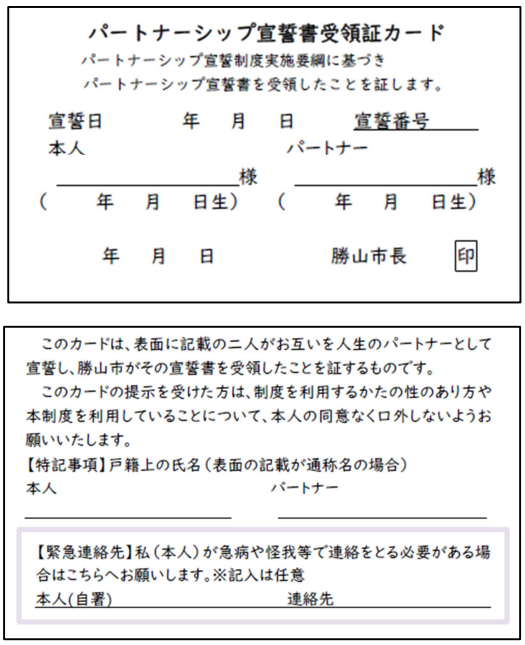
様	様
年　月　日生	年　月　日生

宣誓番号	第　　号
宣 誓 日	年　月　日

パートナーシップ宣誓制度実施要綱第６条の規定に基づき提出のあった
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年　月　日

勝山市長　　印



パートナーシップ宣誓書受領証カード

パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓日　　年　月　日　　宣誓番号

本人　　パートナー

様　　様

（　年　月　日生）　（　年　月　日生）

年　月　日　　勝山市長　　印

このカードは、表面に記載の二人がお互いを人生のパートナーとして宣誓し、勝山市がその宣誓書を受領したことを証するものです。

このカードの提示を受けた方は、制度を利用するかたの性のあり方や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

【特記事項】戸籍上の氏名（表面の記載が通称名の場合）

本人　　パートナー

【緊急連絡先】私（本人）が急病や怪我等で連絡をとる必要がある場合はこちらへお願いします。※記入は任意

本人(自署)　　連絡先

7 受領証等が交付されると

宣誓が成立したことにより交付される受領証等は、お二人の関係を証明するものです。この制度には、法的な効力はありませんが、各種行政サービスや民間企業等において活用できる場合があります。

勝山市の行政サービスの内容については、勝山市ホームページをご覧ください。
また、民間サービスについては、各事業者に直接お問い合せください。

（民間でのサービス　　一例）

・携帯電話の家族割の適用
・クレジットカードの家族カード作成
・生命保険の受取人の指定
・航空会社でのマイレージサービス

◎次の 項目８～１０ の受領証等再交付や返還等について、事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きできます。

◎手続きには、本人確認書類が必要となりますので、個人番号カード等チェックリスト②（４ページ）を参考にご持参ください。

8 宣誓書受領証の再交付

宣誓書受領証の交付を受けたかたは、次の場合に再交付することができますので、再交付申請書（様式第６号）をご提出ください。

（１）受領証を紛失、毀損（汚した）場合
（２）氏名や通称名を変更した場合・・・・証明できる書類を添付のこと

> ※紛失以外の理由の場合は、交付済みの受領証等は返還ください。
> ※市内での住所変更は再交付の対象にはなりません。

9 宣誓書受領証の返還

宣誓書受領証の交付を受けたかたが、次の場合に該当する場合は、受領証等とともに返還届（様式第７号）をご提出してください。

なお、返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効の穿孔を施した上で返戻します。

（１）パートナーシップが解消されたとき
（２）双方が勝山市外に転出されたとき（一時的な場合を除く。）

> ※返還理由を含めた宣誓書記載内容等証明書を発行します。

（３）宣誓者の一方が亡くなられたとき
（４）宣誓が無効になったとき
・宣誓の要件を満たさなくなったとき・・・・「２　宣誓できるかた１～5」
・宣誓書の内容に虚偽があったとき
・受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき

10　宣誓書記載内容等証明書の交付

宣誓書受領証の交付を受けたかたで、パートナーシップ宣誓書記載内容の証明書(様式第９号）が必要なかたは、宣誓書等保存している期間内に限り再交付することができますので、受領証記載内容等証明書交付申請書（様式第８号）をご提出ください。

大切なこと



LGBTQ のことを理解し、課題を共に考え、行動する人たちのことを「アライ支援者」といいます。
LGBTQ に理解があることを国際的なシンボルである6色のレインボーを身に着けたり、身近においたりしています。

性に関する不適切な発言を慎みましょう。

「性の多様性」について正しい知識を持ち理解を深めましょう。

プライバシーを保護し、アウティングは絶対しない！

性について、カミングアウトや相談を受けた場合は、打ち明けた本人の同意なしに他者に伝えること（＝アウティング）は絶対にしてはいけません。

11　よくあるご質問

Ｑ１　パートナーシップ宣誓制度を導入する意義とは？

パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティの方等がお互いを人生の「パートナー」とすることを、お二人の意思により宣誓を受けて受領証を交付し、日常生活で抱える悩みや生きづらさの緩和することを目的にしています。

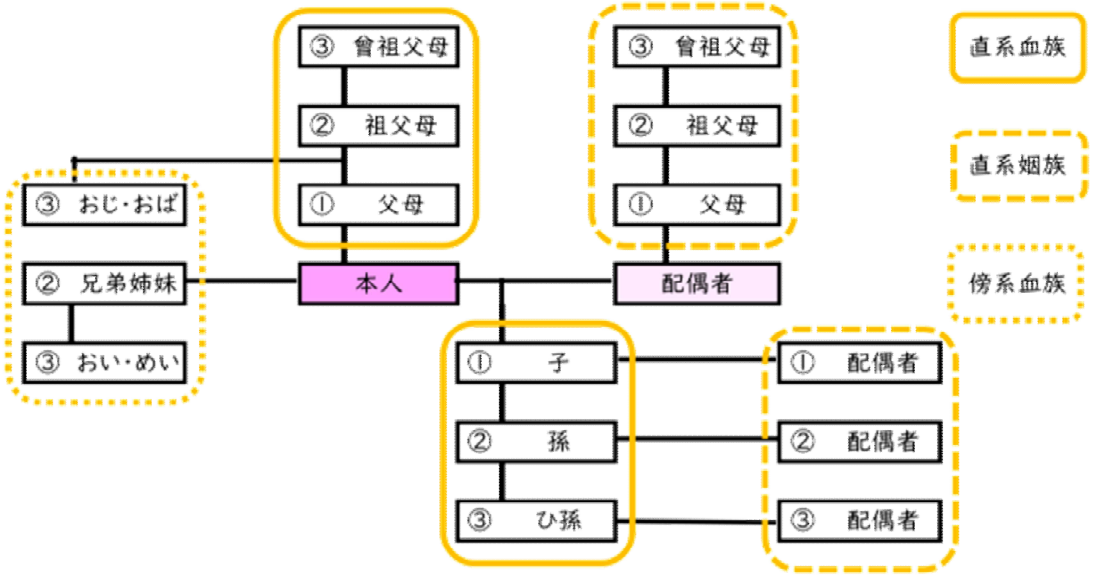
婚姻制度は相続権や扶養義務など法的な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ宣誓制度は市の要綱に基づき実施するもので、お二人の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力は有しません。

Ｑ２　宣誓できるのは同性パートナーだけですか？事実婚をしている場合はできますか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方は、宣誓することができますが、事実婚の方は対象となりません。事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況が異なると認識しています。

Ｑ３　民法に規定する婚姻できない続柄でない「近親者」とはどの範囲ですか？

〇直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第 734 条）
〇直系姻族の間（民法第 735 条）
〇養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第 736 条）
※ただし、宣誓をしようとするお二人がパートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓できます。



Ｑ４　代理や郵送による宣誓はできますか？

原則は、本人による対面での宣誓です。しかしながら、病気や特別な事情のため、お二人でお越しいただいて宣誓することが難しい場合はご相談ください。

郵送による場合は、「配達日指定郵便」で送付ください。配達日が宣誓日となります。宣誓者お二人のご連絡先、平日の９時～16 時に連絡がとれる日と時刻について、任意の様式に記入して必要書類にそえて送付ください。職員が電話にて、書類を提出した意思について確認します。

郵送による申請について 12 ページ「郵送提出用チェックリスト」を☑し、同封してください。

なお、受領証等については「本人限定郵便」にて送付します。「本人限定郵便」で郵便物をお渡しする方法として「郵便窓口で受取」と「本人まで配達」が選択できます。受取時には、本人確認書類が必要です。

Q5　宣誓することに費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類(住民票の写し等)の交付手数料等はすべて自己負担となります。

郵送による届出における郵便料も自己負担となりますが、受領証等の送付にかかる「本人限定郵便料」については市が負担します。なお、送付先は、住民票と同住所となります。

Q6　宣誓するためには同居している必要がありますか？

必ずしも同居している必要はありません。

Q7　外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも、１ページの「宣誓することができるかた」であれば宣誓することができます。必要な書類として、本国が発行する「婚姻要件具備証明書」（配偶者がいないことを確認できる書類）が必要です。

また、外国語で記載されていますので、翻訳者の氏名（署名）及び住所を記載した日本語訳を添付してください。

なお、宣誓しても、在留資格や在留期間等は変更できません。

Q8　外国で同性婚が成立していますが、宣誓できますか？

外国で同性婚が成立している場合も、日本国内で婚姻していない場合は宣誓できます。当該国での婚姻にかかる証明書を必要書類である「婚姻要件具備証明書」に代えて提出ください。

Q9　通称名は使用できますか？

通称名を使用するためには、社会生活で日常的に使用していることがわかる書類をご提示ください。具体的には、４ページの「必要書類のチェックリスト」をご参照ください。受領証の表面に通称名、裏面に戸籍上あるいは在留カードの氏名を記載します。

Q10　宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Ｑ１１　勝山市内で転居した場合は手続きが必要ですか？

宣誓者お二人ともに勝山市から転出する場合は、受領証等の返還手続きが必要ですが、勝山市内での転居の場合は、特に手続きはありません。

受領証につきましては、住所の証明はございません。

Ｑ１２　受領証の有効期限はありますか？

有効期限はありません。

氏名や通称名が変更し受領証の券面に変更がある場合は再交付申請をしてください。変更後の内容が記載された受領証等を交付します。

パートナーシップ宣誓書の記載内容を証明できる期間は、受領証等が返還された日、あるいは宣誓の要件に該当しなくなった日からのいずれか早い日から５年間です。５年を過ぎた場合は発行できませんので、ご注意ください。

郵送提出用チェックリスト

確認	提出書類	書類名	注意事項
① □	宣誓書	パートナシップ宣誓書 パートナーシップ宣誓事項確認書	様式第１号 様式第２号　　を記入下さい
② □	本人確認書類	◆1 種類で足りるもの ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付） ・在留カード、特別永住者証明書 ◆2 種類の提出必要 ・資格確認書・学生証・年金手帳、年金証書	有効期限のある場合はその期限内であること 提出は写しでよいが、本人限定郵便による受領証の受取時には本人確認が必要となります。
③ □	現住所を確認できる書類	・住民票の写し（住民票記載事項証明書）	3 カ月以内に発行されたもの 個人番号の記載のないもの
		転入予定が分かる書類	転出証明書 ※宣誓後 3 カ月以内に住民票の写し等を提出るすこと
④ □	独身であることを証明する書類	・戸籍個人（全部）事項証明書 ・独身証明書 ・外国籍の方は大使館等公的な機関が発行する「婚姻要件具備証明書」とその訳文	3 カ月以内に発行されたもの 有効期限のある場合はその期限内であること
⑤ □	通称名の使用を証明する書類	社会生活で日常的に使用していることがわかる書類 例）健康保険証・通称名記載のある住民票の写し・社員証、学生証・公共料金の請求書・自宅宛の郵便物・診察券や会員証他	写し可 有効期限のある場合はその期限内であること
⑤ □	連絡先	配達指定日以降の連絡できる日と時間を記載（平日９時～16 時の間） 上記の日時に都合がつかない場合はご相談ください。	日時　　年　　月　　日（　　） 午前・午後　　時 氏名 電話番号 メールアドレス